

日本の金融制度改革の方向性

安田女子大学 戸井 佳奈子

2006年6月、金融商品取引法が制定された。この法律は、1948年に制定された証券取引法を全面的に改正したものであり、伝統的な有価証券のみならず幅広い金融商品を含めた形で制定された。ディスクロージャーや説明義務など販売や勧誘に関する規制のほか、行為規制、業者規制、取引規制も包括的に取り込まれた。この意味において、本法律は、これまでの縦割り型の法体系から横断的な法体系への移行と位置付けられるものである。しかしながら、この改正にとどまることなく、より公正で実効性が高く効率的な金融システムを実現するために、さらなる金融制度改革を行っていくことは、消費者にとって、また、日本の経済にとって非常に重要なことである。

金融制度のあり方を考えるうえで重要になるのは、資金の出し手と資金の調達者、資金の出し手と金融仲介機関などにおける情報の非対称性の存在である。近年、グローバル化が進展するとともに、さまざまな金融商品が登場し金融商品の仕組みも複雑化する中で、情報の非対称性の問題は以前にもまして深刻になってきている。特に一般の消費者にとっては、金融商品に付随するリスクがどのようなものか、なかなか理解しにくい状況になっている。また、そうした中で、金融システムへの信頼を揺るがすような企業による粉飾決算や不正会計処理の問題なども生じた。

こうした状況を受けて、金融商品取引法では、銀行や保険会社などを含めた形で、説明義務などの販売・勧誘ルールが制定された。また、罰則の強化や四半期開示制度の導入、内部統制報告制度の導入も行われることになった。しかし、施行後間もなく、消費者からは、金融機関のリスク商品に対する説明が長い、手続きが煩雑である、説明が形式的であるなどの不満が多く聞かれ、また、ルールの運用の不透明さからリスク商品の販売を控える金融機関も出た。こうした中、金融庁は、基本原則は示すが、それを達成するための方法や手段の選択は金融機関に任せるというプリンシプル・ベース方式への行政スタイルへ移行している。しかし、果たしてこうした対策だけでよいのであろうか。

本報告では、このような状況において、そもそもどのような枠組みや理念で制度設計を行い取引環境の整備を進めていくべきか、どのようにして公正で実効性が高く効率的な制度を構築していくかをアメリカやイギリスの動向を踏まえながら検討する。